

令和3年第2回定例会（6月） 一般質問

令和3年6月22日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、本市における新型コロナワクチンの接種状況についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） まず初めに、私は2か月前の4月22日に新型コロナウイルスに感染していることが判明し、翌日の23日から5月2日までの10日間、市民病院に入院しておりました。この間、市民の皆様にはご心配、ご迷惑をおかけし、改めておわび申し上げます。また、保健所、医療関係者の皆様には大変お世話になり、この場をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。現在は、心配された後遺症もなく、元気に議会活動に取り組んでおります。

それでは、議長から許可を得ましたので、通告に従いまして3項目について順次質問いたします。

初めに、本市における新型コロナワクチンの接種状況についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まっている現在、治療薬のない感染症への対応策は今のところワクチン接種しかありません。それは、罹患した経験からもはっきり言えます。市民の皆様への不安を少しでも和らげるためには情報提供も必要だと思います。

そこで、次の3点についてお伺いします。

①現在のワクチン接種率はどのくらいですか。

②国からのワクチン供給の見通しは立っていますか。また、現時点での不足はありませんか。

③接種はいつ頃完了する予定ですか。

以上3点について回答をお願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 1、本市における新型コロナワクチンの接種状況については、市民生活課長より答弁があります。

羽田野市民生活課長。

◎市民生活課長（羽田野宏章君） 本市における新型コロナワクチンの接種状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の接種率についてでございます。

現在、全国各地で新型コロナのワクチン接種が進められておりますが、本市におきましても、5月17日から段階的に接種を行い、現在は、65歳以上の方に接種券を発送し、予約を受け付けているところでございます。

そして、この65歳以上の高齢者のワクチン接種率は、6月20日現在で、1回目を終えた方が60.3%、2回目を終えた方が25.6%となっており、大分県平均は1回目が46.7%、2回目が15.0%となっていますので、高齢者のワクチン接種は順調に進んでいると思われます。

なお、本市の65歳以上の高齢者のうち接種の予約をしている方の割合は、6月20日現在で83.5%となっています。

また、最優先グループである医療従事者の接種率ですが、県によりますと、6月11日現在で希望する医療従事者の接種は終了したとの報告を受けておりますので、本市の医療従事者の接種も終了したと認識しております。

次に、国からのワクチン供給の見通しについてでございます。

接種ワクチンにつきましては、現時点で、本市の全高齢者の2回分の数量は確保できていますが、今後接種予定の64歳以下のワクチンについては、国や県から配分計画が具体的に示されておられません。そのため、引き続きワクチン接種が円滑に進められるよう要求してまいります。

また、配分されたワクチンを効率よく接種していくために、急な予約のキャンセルなどで使用可能なワクチンの廃棄をなくす、いわゆるワクチンロス対策への対応が求められておりますが、本市では、豊後大野市医師会の全面的なご協力により、そうした余剰ワクチンを高齢者施設従事者等に接種することで、ワクチンロスを防いでいただいております。

今後におきましても、市医師会のご協力をいただきながら、ワクチンロス対策を行い、より多くの市民の方々が早期にワクチン接種ができるように進めていきたいと考えています。

次に、接種の完了時期についてでございます。

ワクチン接種のスケジュールでは、7月末までに接種を希望する65歳以上の高齢者が終了する予定となっており、高齢者の接種後は、基礎疾患を有する方や、高齢者の通所系・訪問系サービス従事者、障がい児・者施設や障がい児・者の通所系・訪問系サービス従事者、幼稚園、小中学校の教職員、認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等の従事者、60歳以上64歳以下の方を優先的に接種を行い、その後、50歳代、40歳代と段階的に接種を進めていくこととしています。

そして、市の計画どおりに接種が進めば、希望する方の接種終了は10月末になると見込んでいるところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） それでは、再質問を行います。

予約ができなかった方や、接種予定日に何らかの事情があり、接種を受けたくても受けられなかった方への対応はどのようにされていますか。

また、64歳以下の方は段階的に接種を進めていくということでしたが、市内の医師からは、20代、30代の行動範囲の広い世代を早めに接種対象者にしてほしいという要望がありました。この点についてはいかがでしょうか。

さらに、集団接種の予定等がありましたら教えて下さい。

○議長（衛藤竜哉君） 羽田野市民生活課長。

◎市民生活課長（羽田野宏章君） 予約ができなかった方の対策といたしましては、高齢者の方でワクチン接種を希望したにもかかわらず予約ができなかった方の把握が必要となります。

その把握方法につきましては、2回目接種後、未接種者の抽出を行いまして、その名簿

を基に、関係課、関係機関と対応を協議いたしまして、ワクチン接種を希望した方が接種できるように対応していきたいと考えております。

この予防接種につきましては、本人の希望というものがありますので、中には接種ができない方、それからまた希望されない方等もいらっしゃいますので、そういった抽出を早期に行いながら進めていきたいと考えております。

それから、接種予定日に何らかの事情があり、接種を受けたくても受けられなかった方につきましては、予約をキャンセルしていただきまして、改めてコールセンターやインターネットでの予約をお願いしているという状況でございます。

次に、接種の順位の問題でございますが、先ほど答弁でもお話ししたとおり、豊後大野市といたしましては、高齢者に続きましては、これから基礎疾患を有する方でありますとか、60歳から64歳の方々等を優先的に接種していきますけれども、その後、50代、40代と10歳刻みに予約を受け付けて接種していく予定でございます。

それは、予約が一度に殺到し予約ができない状態を避けるために、医師会と協議した結果、このような体制で接種していきたいと計画しているところでございます。

また、集団接種の予定等がありますかということでございますが、集団接種につきましては、ワクチンの配分計画の状況にもよりますけれども、市民の皆さんが接種しやすい体制で開催できますように、医師会と相談しながら実施に向け準備を進めているという状況でございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 昨日も中津市で児童の感染がありました。12歳以上の接種についてはどのようにお考えでしょうか。12歳から16歳まで、お尋ねします。

○議長（衛藤竜哉君） 羽田野市民生活課長。

◎市民生活課長（羽田野宏章君） 12歳から16歳までの方々ということでございますが、児童・生徒の方につきましては、国からもいろいろ大臣等の発言もございまして、市としても、どういう状況で優先的な範囲に入ってくるのかというところは、なかなか今は判断がしにくい状態でございます。このあたりも、実施されます医療機関等々と協議する、それからまた教育委員会とも協議をしていきながら、順番といたしましては、やはり年代層を段階的に落としていくという順位で考えておりますので、その中での個別接種への対応かなと今現在では考えております。

今後、状況が変われば、そのことについて協議をして進めていきたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、市役所内における新型コロナウイルス感染症対策についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 続きまして、2項目めの質問に入ります。

市役所内における新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いします。

市民には3密の回避を呼びかけながら、市役所内には密の状態にある職場が見受けられ

ます。例を挙げますと、上下水道課や教育委員会等です。一人でも感染し、クラスターが発生したら、職場の機能がストップし、市民への行政サービスに支障を来すおそれがあります。現在の対応策について、2点お伺いします。

①市民と接する窓口業務や現場業務などの取組について。

②各職場内の取組について。

以上について回答をお願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 2、市役所内における新型コロナウイルス感染症対策については、総務課長より答弁があります。

小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） それでは、市役所内における新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、市民と接する窓口業務や現場業務などの取組についてでございます。

窓口業務等の取組につきましては、対面する相談窓口等に飛沫感染防止用のパーティションを設置するとともに、庁舎の出入口や廊下、会議室の出入口、執務室などに消毒液を配備し、小まめな手指消毒を励行しています。

また、執務室においては、定期的な換気や塩素系消毒液での拭き取り、スプレーの散布等による感染拡大防止策を徹底しており、市民との接触の場となる各会議室には消毒セットを設置して、会議後に消毒作業を行うとともに、会議室の利用者に感染者が発生した場合、早急に連絡が取れるように利用者名簿を備え付けています。

この名簿は、個人情報を取り扱うため、名簿作成の趣旨を説明した上で連絡先等を記載していただいております。厳重な管理の後、1か月後に廃棄処分しています。

さらに、市役所庁舎内での対人接触の機会を減らし、感染を予防することを目的に、来庁者に体温のセルフチェックをしていただくサーモグラフィーカメラを設置するための予算を今定例会に提案させていただいております。

現場業務等につきましては、主に清掃業務や給食配送業務、消防緊急出動業務等があり、各現場における業務中の感染予防対策の取組として、マスク着用の徹底や作業時の手袋装着の徹底、携行用消毒液による手指消毒の徹底、手洗い・うがいの励行、ハンカチの携行、車窓の開放等を実施しております。また、職員が通常使用する公用車等につきましても、車窓の開放など、感染予防対策を講じるよう指示しているところです。

次に、各職場等の取組についてでございます。

職場での感染防止対策につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた行動の自粛、健康管理及び予防対策の徹底についてを適時、職員へ通知し実施しております。

具体的には、屋内では不織布マスクの着用を徹底することや、入念な手洗い・手指消毒の徹底、咳エチケット等の励行の徹底、そして、密閉、密集、密接のいずれも回避するゼロ密を励行しています。

また、室内換気を定期的にも実施するとともに、庁舎内カウンター等の消毒を換気の時間に合わせて実施しており、休憩室等で会話する際はマスクの着用を求め、洗面所での歯磨きや自席で昼食を取る場合のほか、喫煙所や休憩室等において、マスクを外した状態での会話は禁止しています。

また、職員の健康管理につきましても、家庭において手洗い・手指消毒の励行や、大分

県版「新しい生活様式」の実践・定着に努めることを求め、会食等については少人数、短時間での実施を励行し、県をまたぐ往来等については自粛を要請しています。

職場における感染防止対策は以上のような取組を実施しておりますが、このほかの取組として、勤務場所の分散や職場単位での時差出勤、テレワークによる在宅勤務が考えられますが、これらにつきましては、関係部署等で検討した結果、市役所が個人情報扱う業務が主体であることや業務管理が難しいことなどから実施しておりません。

しかしながら、限られた部門でのテレワーク等の実施につきましては、引き続き関係部署等と協議してまいります。

いずれにいたしましても、現段階でできる感染防止対策は積極的に取り組んでおりますが、今後におきましても気を引き締めながら緊張感を持って取り組んでまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほど例に挙げた上下水道課について、特に密な状態であります。天井も低く、人口密度も非常に高い。業者の方も見えますし、もちろん市民の方も見えます。上下水道課についての移転等は考えておりませんか。

もう一点は、教育委員会です。指定管理者ここからプラスの事務室が本庁舎2階の教育委員会の中に配置され、特に密になっております。各町の公民館は、独立した形でゆったりとした事務室があり、利用者も寄りつきやすい形になっております。中央公民館2階のフロアにはオープンスペースがあります。そこは利用できませんか。

この2点についてお伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） コロナ禍にかかわらず、職場の環境整備は必要でありますし、今言われた上下水道課、2階の教育委員会、こちらにつきましては、議員の指摘するように改善すべき場所であることは認識しております。

上下水道課につきましては、新しく移転されてまだ間もないということで、別の場所に移転というのは、適切な場所が現在見当たりませんので、すぐに移転ということにはならないのかなと考えております。

また、議員のご指摘するように、2階の公民館のロビーに執務室を広げるということですけれども、まずは建築基準法上、採光であったり、排煙であったり、そういった部分の大きな問題を解決していくことが必要になってくると思います。この部分を詳細に計算することで、どうやれば可能になるかということを検討して、場合によっては工事費が非常に大きなものになってくるかもしれません。可能になるとして、果たして、その形、機能として、それが適切な形になるのかということも検討することが必要であるかと思っております。そういった部分で、費用対効果を含めて検討していくことが、まずは必要かなと思っております。そういったことで、一概に、ここでできますよということ、ちょっと回答はご遠慮させていただきたいと考えております。

また、それとは別に、移動すること以外でできることがないかなということも考える必要があると思っております。

まず、全庁的な課題でありますペーパーレスについて、これからではありませんけれども、これもずっと検討していく必要があると考えております。紙媒体で今まで保存していたものを電子媒体で保存することができれば、執務室の整理もある程度できるのではないかと考えております。そういった部分の検討もやってみる必要があるのかなと思います。

また、今年、指定管理に入られました公民館ですけれども、状況を見ながら人員配置を検討していく必要があるのかなと思っております。いずれにいたしましても、職場環境については、衛生委員会の中でも検討してまいりたいと考えております。

また、コロナ対策につきましては、これまで以上、十分に気を遣っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） やっぱり職場のオープンスペースというのは非常に大事で、密になると、人というのはだんだん追い詰められた気分になって、精神衛生上もよくないんです。支所を回ってみますと、広々として皆さんにこやかな感じで仕事をされています。本庁に戻ると、ぎすぎすした感じが見受けられますので、やはり労働環境整備も含めた観点からも、コロナだけにとらわれず、早急に取り組んだほうが職員のため、職員のためということは、ひいては市民サービスにもつながってまいりますので、ぜひそこをもう一度ご検討をお願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、3、支所及び公民館の今後の活用についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 先ほどの質問と若干関連がありますが、市役所の機能と職員が本庁に集中している点で、3項目めの質問にまいります。

支所及び公民館の今後の活用について。

三重町を除く各町に、耐震性の確保と災害時の避難所、地域コミュニティーの交流拠点として、支所及び公民館が新築または改築されました。支所には、その役割として、市民の安全・安心確保のために災害時等の迅速な対応が求められます。現場での判断が早急に問われる際に、本庁決裁を待っている間に合わない事態が想定されます。支所の適正人員の配置と支所長決裁のできる予算配分、支所長権限の強化についてお尋ねいたします。

○議長（衛藤竜哉君） 3、支所及び公民館の今後の活用については、総務課長より答弁があります。

小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） それでは、支所及び公民館の今後の活用についてにお答えします。

本市は、合併前に設置された大野郡5町2村合併協議会における合併協議において、新市の事務所については本庁方式とするが、新庁舎完成までのおおよそ5年間は暫定的な本庁方式を採用する。支所については、当面、総合支所方式とし、本庁舎完成後も住民サービスの維持向上の観点から、その機能の充実に努めること。また、職員数については、新

市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとすることを確認し、平成17年に豊後大野市としてスタートしました。

また、市町村合併の財政上の優遇措置の一つである普通交付税の合併算定替えは、合併後10年間は全額保障、そして、その後5年間は段階的に縮減され、合併の16年後には一本算定となり、いわゆる普通市として、自主的・自立的な財政運営が求められます。

この合併算定替えは、合併に伴う財源不足額の減少を防止し、合併の障害を除去するための財源不足額の算定に係る特例措置であり、主として経常経費に係る当面の節減不能額を考慮するものであることを踏まえ、本市では、一本算定となる令和2年度を目指し、これまで3期にわたる行政改革集中改革プランを策定し、人件費の削減を目標の一つに掲げ、職員数の削減や人件費総体の抑制を図るなど、経常経費の削減に取り組んできたところで

す。具体的には、事務事業の見直しや人事管理と職員の資質の向上など、時代に即応した行政組織・機構の見直しを段階的に行うこととし、技師・保健師の本庁集約や地域包括支援センターの設置、支所の課を1課に再編、支所の総合窓口化等を実施してまいりました。その結果、合併時に664人いた行政職員は、本年4月1日現在で407人となり、257人を削減することができました。

一方で、年々、多様化、複雑化、増大化する市民ニーズに限られた職員数での確に対応するためには、適切で効果的な組織づくりと人員配置が必要となりますので、本庁集約という現在の組織・機構により、引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。

また、支所長の権限についてでございますが、豊後大野市事務決裁規程において、支所長は課長等の定義に含まれ、本庁課長とほぼ同等の専決権限を有しています。

また、災害など緊急時においても、本庁課長と支所長の権限の差は遜色なく、逆に、災害対策本部が設置された際に、支所長は支所対策部の部長となり、様々な権限を有することとなりますので、本庁決裁が必要なことを理由に対応が間に合わない場面が生じるという可能性は極めて低いと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 4年前のちょうど市長が就任当初のときに、朝地町の綿田地区で地滑りがありました。あのときの対応はいかがだったのか、市長にお聞きします。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） 支所の充実というふうな趣旨でのご質問であろうかと思っておりますけれども、綿田の地滑りの際には、やはり本庁が中心となりまして、朝地支所が現場の対策本部というふうな位置づけで、対策本部自体は本庁で指揮を執ってまいったところでありました。そういう意味では、危機管理に関しては、防災危機管理室という組織、中に位置づけがありますので、そこが中心となって支所と連携しながら、朝地町の綿田の住民の皆さん方に対する対応については支所が中心となり、また、本庁の保健師あたりも現場に出向いていって健康状態を把握するとかいうことで、支所と本庁が連携しながら対応を進めてきたところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 各町独自で行われます祭り等の行事についての対応ですが、それは全部本庁で行われているのでしょうか。支所の範疇であるのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） 豊後大野市内様々な地域で特色ある祭りが行われておりまして、ほとんどが実行委員会形式ということで、地域の皆さんと、それから支所の職員が絡むときは支所が絡んでというふうなところで対応しておりまして、もちろん本庁の商工観光課とか、まちづくり推進課とか、そういうところも絡みながら、祭りについては、その運営を行っているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 本庁舎2階にある中央公民館は、会議室が少なく、大ホールもなく、使い勝手があまりよくありません。新しくできた各町のワンフロアの公民館より、かなり機能性が劣ります。中央公民館ができてから現在までの利用者等の要望等があれば教えてください。

○議長（衛藤竜哉君） 岡部社会教育課長。

◎社会教育課長（岡部司君） 中央公民館は、本庁舎建設時に、周辺施設、エイトピア等の活用を図ることで、ホールの設置をしておりませんでした。このホールの機能を補完するために、現在は地域包括ケア拠点施設のひなたぼっこやエイトピアのリハーサル室等を利用させていただいております。

また、年に1回開催しております生涯学習の推進を図るために、公民館クラブの学習活動の成果を発表する機会の拡充や、地域への還元を目的として、生涯学習まつりを各公民館のホールで開催しております。中央公民館は、エイトピアの大ホールにて開催しておりますので、施設に対する要望等につきましては、現在のところ受けていないという状況でございます。よろしく申し上げます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 時間は残っておりますが、以上で質問を終わります。

令和3年第3回定例会（9月） 一般質問

令和3年9月8日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、歯と口の健康づくりについての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして3項目について順次質問いたします。

まず初めに、1項目めとして、歯と口の健康づくりについてお伺いします。

平成23年8月に歯科口腔保健の推進に関する法律が公布・施行されました。基本理念として、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進することとなっています。

また、口は、食べる、話すなどの機能を担い、のみ込みや発声、かみ合わせなど全身の健康につながり、生活の質を支える場所であり、日常の口腔ケアは極めて重要であります。口の健康は、健康な生活を送るためには欠かせません。

本議会においても、平成29年3月定例会において厚生文教常任委員会から、歯と口腔の健康づくりを推進し健康寿命延伸を目指すという政策提言がされております。また、翌年の平成30年3月定例会では、2名の議員からも、歯と口の健康づくりについて質問がされております。

そこで、①その後の本市における口腔保健対策の具体的な取組内容について伺います。

②12歳児1人平均の虫歯本数の推移と対策について伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 1、歯と口の健康づくりについては、生活福祉統括理事より答弁があります。

金山生活福祉統括理事。

◎生活福祉統括理事（金山英三君） 歯と口の健康づくりについてのご質問にお答えいたします。

まず、口腔保健対策の具体的な取組内容についてでございます。

本市におきましては、市の健康づくり計画に基づき、口腔保健対策を妊娠期から高齢期までの全てのライフステージにおいて健康づくりの基本施策に位置づけ、歯と口の健康づくりに取り組んでいます。その推進に当たりましては、庁内関係部署と連携を図りながら、市の歯科医師会や歯科衛生士会、教育保育協議会等で構成する豊後大野市地域保健委員会の歯科口腔保健対策小委員会において協議・検討するとともに、健康推進室に歯科衛生士を配置することで、口腔保健事業の実施はもとより、市民からの相談に応じているところでございます。

また、平成30年度に第2次健康づくり計画の中間評価を行い、これまでの歯科保健の取組を見直しています。その中で、「虫歯になったらきちんと治療している人」は平成25年度の50.9%から平成30年度には55.5%と4.6ポイント増加し、「定期的に歯科健診を受

けている人」も平成25年度の10.3%から平成30年度には20.0%と9.7ポイント増加しています。そこで、「定期的に歯科健診を受けている人」については、最終年度の目標値である15.5%を達成したことから、その目標値を30%に引き上げ、さらなる歯科健診の受診率の向上を目指してまいります。

歯科健診の取組についてでございますが、取組状況をライフステージごとに申し上げますと、まず、母子健康手帳交付時に受診券を交付する妊婦歯科健診の受診率は、平成30年度が24.3%、令和元年度が33.6%、令和2年度が40%と年々向上し、妊娠期から歯科保健への意識づけの機会となっています。

幼児期における歯科健診と歯科保健指導については、1歳6か月児と3歳児健康診査のときに行うほか、園児と学童は、それぞれの機関で行っています。

壮年期については、令和元年度から、40歳、50歳、60歳の市民を対象に歯周疾患・口腔がん検診のクーポン券を配付して受診勧奨を行い、令和元年度に216名、令和2年度は231名が受診し、定期的に検診を受けるための動機づけとなっています。本年度は、さらに70歳を対象年齢に加え、受診環境の充実を図っているところです。

老年期については、平成28年度から大分県後期高齢者医療広域連合が歯科口腔健診事業を開始し、76歳の被保険者を対象に年1回、無料で歯科健診を受けることができる受診券を発行しており、令和2年度からは81歳の年齢の方も対象になったところです。

市民への啓発といたしましては、市歯科医師会にご協力いただき、毎年6月の歯と口の健康週間に合わせて歯科医師による講話をケーブルテレビで放送しています。また、市報でも6月と11月に歯科保健関連記事を掲載するとともに、令和2年7月には「生涯を通し、歯と口を健康に」と市報で特集を組み、情報提供を行っています。

成人や高齢者に対しては、60歳で28本の歯を残す6028運動や、80歳で20本の歯を残す8020運動を提唱し、市歯科医師会と共同で、よい歯のコンクールを開催して、優良者の表彰等を行っていましたが、この2年間はコロナ禍で中止しております。

また、地域のサロンや介護予防教室において、口腔機能の向上につながる口腔体操の実施や、かむことの効用、歯と口の健康が全身の健康状態と深く関わり、生涯において生きる力や生きがいを支え、生活習慣病予防や健康寿命の延伸につながるなどについて、普及・啓発を図っているところでございます。

次に、12歳児1人平均の虫歯本数の推移と対策についてでございます。

本市の学校における歯の健康実態につきましては、未治療の虫歯、虫歯により喪失した歯、治療済みの処置歯が何本あるかを全て数えた数字をDMF歯数といい、このDMF歯数の1人平均で見ると、令和2年度は12歳児が1.46本となっており、大分県平均の1.2本、全国平均の0.68本に比べて劣っているのが現状です。しかし、平成29年度における本市の12歳児1人平均DMF歯数2.47本からは減少しており、加えて、12歳児の処置歯を除く虫歯の平均本数も平成29年度の1.5本が令和元年度は0.6本と減少していることから、着実に改善していると認識しています。

また、本市における虫歯対策につきましては、本年度の学校教育基本方針で、「むし歯ゼロ」を重点目標の一つに掲げ、虫歯対策を3つの柱で進めているところです。

1つ目の柱は、食育の推進です。特に、子供に対する食育については、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものとされています。そしゃくと食育の関係では、よくかんで味わって食べることが歯の健康にもつながり、学校生活を送るために欠かせない対策と位置

づけられています。

このことから、各学校では、食育の年間指導計画による実践を発達段階に応じて設定し、各教科との連携、保健集会などの実施に取り組んでいます。また、栄養教諭による学校訪問での指導や食に関する授業の中での指導を小学校全学年と中学校1年生を対象に実施し、給食の時間を活用した給食指導を中学校2年生、3年生の全学級に年間2回実施しています。

2つ目の柱は、フッ化物洗口の実施です。平成29年5月に三重第一小学校、三重東小学校、千歳小学校の3校をモデル校として開始し、平成30年には、歯科医師会と薬剤師会の協力の下、全小学校で実施、令和2年からは中学校にも広げ、全小中学校で実施することとなりました。このフッ化物洗口の実施率は、本年度が小学校で90.4%、中学校で68.3%となっています。

3つ目の柱は、歯磨き指導です。学級での歯磨き指導に加え、専門家である歯科衛生士による小学校3年生、6年生への指導を行っています。また、学校での取組だけでなく、市PTA連合会の「家庭教育力UPの5か条」の中にも歯磨き指導を位置づけていただき、保護者と連携して歯磨き指導を行っています。

本市では、子ども医療費助成事業により歯科受診の動機づけにつながる環境整備も進んでおり、今後もこうした虫歯対策を学校や家庭、地域、関係機関などと連携して進め、子供たちの歯と口の健康維持に努めてまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ①の口腔保健対策につきましては、今後も継続してしっかり取り組んでいただきたいと思います。

②につきまして、関連データによりますと、本市の1歳6か月の平成29年度と平成30年度の虫歯保有率の比較では2.4%から0.0%まで減っていますが、3歳6か月では26.2%から28.5%と逆に増えています。大分県では、3歳6か月で21.2%から19.2%と減っていますが、それでも3歳6か月の虫歯保有率は平成30年度で全国ワースト6位です。

先ほど答弁がありましたように、本題の12歳児1人平均の虫歯本数は、令和2年度では大分県は全国ワースト2位の1.2本です。本市の令和2年度は1.46本で、県内18市町村の中でワースト3位です。参考までに、県内1位の豊後高田市は0.69本です。平成27年度の県内最下位からは脱出していますが、現状は全国市町村の中で最低レベルと断言していいでしょう。

虫歯対策3本柱として掲げた食育の推進、フッ化物洗口の実施、歯磨き指導をぜひとも徹底して行い、現在とは逆に何年か先には大分県を引っ張っていく立場になっているといった強いメッセージが必要だと思っておりますが、いかがですか。答弁を求めます。

○議長（衛藤竜哉君） 中城学校教育課長。

◎学校教育課長（中城美加君） 議員ご指摘のとおり、豊後大野市における12歳の虫歯の数は、以前に比べますと、よい傾向に動いているところであります。

一般的に虫歯の原因と考えられますのは、歯の質、それから、いわゆる虫歯原因菌と言われます細菌、それから食べる物、砂糖と言われております。それぞれの要因に対する予

防策ということで、フッ化物の対応、それから歯磨きの励行、それから糖分を含む食物の摂取頻度の制限にまとめることができるとされているところでもあります。そして、これらの予防法が、学校や家庭、地域、保健サービス等の中で、バランスよく組み合わされて行われることが効果的であるとされています。

この点からも考えますと、先ほど申し上げました3本柱、それを今後も進めていくという取組を強化していこうと考えているところでもあります。フッ化物洗口におきましては、段階を踏みながら、昨年度より全小中学校を対象に今、進めているところでもあります。そして、歯磨き指導においては、丁寧なブラッシング指導等を引き続き行ってまいりたいと思っています。そして、何より、食育や保健集会等を通じて、児童生徒自身が自らの健康を自分の手で守っていこうという意識の向上を培っていくということが重要であると考えているところでもあります。

また、厚生労働省の調査によると、日本の子供の虫歯は、昭和26年の6歳児の虫歯になる確率が91%。それが平成23年には42%と、この24年間で虫歯率は半数以下になっているというデータがございます。そして、その要因として保護者の意識の変化が挙げられているところでもあります。ですので、今後とも家庭との連携を図りながら、この3本柱を中心としながら、さらに、これまでの対策を継続していきたいと考えているところでもあります。お願いいたします。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 3年後に、この数値がよくなっていることを思いながら、第1項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、情報通信についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 次に、2項目めの情報通信についてお伺いします。

①現在、市内においては、携帯電話回線を除き、高速インターネット接続（光回線）のプロバイダーとしては、J:COMしかありません。デジタル行政を推進していく中で、将来に向けて、他社参入の必要性についてどのようにお考えか伺います。参考までに、J:COM契約者には、スマホ三大キャリアの一つ、auスマホのユーザーにのみ、契約内容によって割引の特典があります。ドコモ、ソフトバンクのユーザーにはありません。

②市内に無料Wi-Fiはどの程度ありますか。また、交流人口・関係人口の増加を見込んだ設置計画があれば伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 2、情報通信については、総務課長より答弁があります。
小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） それでは、情報通信についてのご質問にお答えいたします。
まず、他社インターネットプロバイダー参入の必要性についてでございます。

平成17年の合併当初、市内の情報通信基盤は、大野町にケーブルテレビ、その他各町の中心部にADSLが整備されており、また、本市が過疎地域であることなどから、民間事業者主導で市内全域に光ケーブル網等の情報通信基盤を整備することが困難な状況であ

ったことから、都市部との情報格差が広がっていくことが懸念されていました。

このことから、平成22年3月、国の地域情報通信基盤整備推進交付金等を活用してケーブルテレビ整備事業に着手し、平成23年5月に完成、同年6月に豊後大野市ケーブルテレビが開局しました。この事業により、市内全域に光ケーブル網が整備され、ケーブルテレビ放送やインターネット等のサービスが提供できるようになりました。また、インターネットにつきましては、サービス提供事業者を公募し、応募者数1者から選定された大分ケーブルテレコム株式会社が、サービスを提供しているところです。

現在、ケーブルテレビの加入率は88.6%で、ケーブルテレビ加入者のうち、44.2%の方がインターネットに加入しています。また、通信速度は、ケーブルテレビ開局時は最大100Mbpsでしたが、平成30年3月からは10倍の通信速度となる1Gbpsの超高速インターネットサービスとなり、都市部と変わらない情報通信基盤となっております。

市内における民間企業の新規参入につきましては、事業者が光ケーブル回線を整備し、サービスを提供することは可能ですが、その整備費用や維持管理費が多額であることや、より高速かつ大容量の無線通信が可能な5Gサービスの通信技術の進歩により、NTTドコモやソフトバンク等の各通信サービス事業者が既設アンテナ局を利用できる5G整備にシフトしている状況から、今後におきましては、県内の情勢等を注視しながら、市内に通信アンテナの設置を計画している事業者に対しましても、市有地の利用などの要望があれば、適切に対応してまいります。

次に、市内無料Wi-Fiの設置状況と今後の設置計画についてでございます。

平成25年2月の市役所本庁舎開庁に伴い、庁舎1階と2階公民館部分にフリースポットWi-Fiを設置しています。また、観光等の交流人口関連として、平成28年3月から公衆無線LAN整備事業により、市内の各道の駅や三重町駅、祖母山登山口入り口、傾山登山口入り口など計15か所に、観光客や施設利用者向けの無料Wi-Fi接続環境を整備しています。

本年度は、関係人口関連として、緒方町の旧歴史民俗資料館建物を改修し、多機能施設の整備を進め、テレワーク等に対応したWi-Fi環境を整備するとともに、市民の利便性の向上を図るため、各支所にフリースポットWi-Fiの設置を予定しております。

また、本定例会に、総合文化センターWi-Fi環境整備工事請負費を補正予算として計上しておりますが、これは、エイトピアおおのの施設内にWi-Fi環境を整備することで、施設内の各所における無料Wi-Fiの利用をはじめ、コロナ禍で需要が増加しているホールイベントのオンライン配信等が可能となるものでございます。

今後におきましても、必要に応じてWi-Fi環境を整備し、観光客の誘客促進や市民の利便性の向上を図ってまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ①について、関連説明です。

現在、厚生労働省保険局では、全国の医療機関、薬局でのマイナンバーカードを含む健康保険証のオンライン資格確認の導入を開始しています。利用できるネットワークの回線種類の中で、通信品質、安全性の問題から、インターネットを介さずに直接やり取りのできる光回線のIP-VPN接続方式があり、このサービスが提供できるのは、大分県にお

いては、NTT西日本のフレッツ光とQ T n e tのB B I Qとなっています。J:COMではインターネット接続方式の利用が可能です。先ほどの答弁の中で、民間企業の新規参入は可能という回答がありましたので、事業者の積極的な参入とサービスに期待したいと思います。

参考までに、私はJ:COMのインターネット・固定電話・テレビ放送のNETパックを契約しています。固定電話はNTT契約ではなくなり、IP電話という位置づけになります。そのことによって、NTT、サイネックス等の電話帳から名前が消えます。掲載不必要の方はそのままでも構いませんが、手続きをすれば再掲載できますので、参考までにお知らせします。

②のW i - F i環境の整備につきましては、現状の把握はできましたが、三重町駅をはじめ既設のW i - F i設置箇所において、電波が弱いのかエリアが狭いのか分かりませんが、すぐに接続が切れて再接続の作業が生じる箇所があります。既設のW i - F i設置箇所の電波状況のチェック、新設箇所においても同様に適切な設置ポイントの選定と電波状況のチェックをお願いします。

今後も継続してW i - F iの設置箇所を増設し、交流人口・関係人口の増加を含め、まちづくりに重要なアイテムとなることを改めて認識していただきたいと思います。答弁があれば、お願いします。

○議長（衛藤竜哉君） 小野総務課長。

◎総務課長（小野律雄君） 議員ご指摘のW i - F iの入りにくい箇所についてでございますけれども、本市に対しまして利用者から直接の苦情や意見等は受けておりませんが、三重町駅や道の駅等施設の屋内、屋外を含めて、広いエリアを網羅するW i - F i環境において入りにくい箇所があるかどうか、それにつきましては定期点検や更新時期等の機会に再度調査して対策を講じてまいりたいと思っております。また、今後、導入施設でW i - F iが入りにくい箇所をお知らせいただければ、その都度対応してまいりたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） よろしく願いいたします。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、3、学童保育と作業療法士の連携事業についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 3項目めの学童保育と作業療法士の連携事業についてお伺いします。

岡山県学童保育連絡協議会では、行政との協働という形で、発達障がい等の配慮の必要な子供への対応に悩んでいる指導員へのサポートを含め、岡山県作業療法士会の全面的な協力を得て、学童保育と作業療法士の連携を先進的な取組としてスタートしています。本

市においても、この事業に取り組んでいると伺っております。詳細な内容についてお尋ねします。

○議長（衛藤竜哉君） 3、学童保育と作業療法士の連携事業については、子育て支援課長より答弁があります。

安東子育て支援課長。

◎子育て支援課長（安東礼子君） それでは、学童保育と作業療法士の連携事業についてのご質問にお答えいたします。

厚生労働省は、平成27年に、放課後児童クラブが発達障がい児を含む障がい児を療育する場として重要であると捉え、障がい児の受入れを推進していく方針を示しました。

こうした中、平成28年度に、岡山県学童保育連絡協議会が作業療法士との連携による発達障がい児支援への取組を始め、大分県におきましても、この連携事業に取り組むこととし、実施市町村を募集しました。これを受け、本市では、平成30年度の豊後大野市放課後児童クラブ連絡協議会総会において取組の必要性が協議され、令和元年度から、大分県作業療法士会と委託契約を締結し、1クラブにつき2名の巡回アドバイザーを派遣していただいているところです。

この事業は、放課後児童クラブにおいて、子供が安全・安心に過ごすことができ、子供の主体的な活動が尊重される質の高い支援を確保するための助言や指導などを行うものです。具体的には、発達障がい等に関する知識を有する放課後児童クラブ巡回アドバイザーが、クラブを訪問し、子供や支援員、保護者の話を聞き取り、感覚面、運動面、支援員やほかの児童との関わり、室内外での遊びの状況、学習面などを行動観察します。そして、終了後にカンファレンスを行い、クラブの支援員等に対し、障がいや特性の早期把握、早期対応のための助言などを行っています。

その実績ですが、令和元年度と令和2年度は、5クラブに年1回ずつ訪問し、延べ10名を派遣しており、本年度につきましては、9クラブ分の延べ18名を派遣するよう計画し、既に2クラブで実施、現在5クラブから派遣依頼をいただいているところです。

また、現場職員から、「派遣を受ける前は、専門的な知識のある職員がいなかったため、支援の方法が分からず苦勞していた。」「子供の状態、現場の状況を踏まえ、専門的なアドバイスをケースごとに受けることができ勉強になった。」などのご意見を伺っております。

早期の療育が、その後の人生に大きな影響を与えていると言われてはいますが、放課後児童クラブの職員と作業療法士が連携して、生活の場から子供の育ちを支援する取組は重要であり、今後、各クラブと情報共有しながら、3年間の事業の成果を検証するとともに、児童の健やかな成長の支援となるよう継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） ぜひ、この事業を継続し、来年度以降の取組も期待します。

今回の東京パラリンピックでは、多くのことを学びました。お互いに多様性を認め合い、尊重し、それぞれが居場所のある共生社会の実現に向けて、私も今後とも取り組んでまいりたいと思います。以上で全ての質問を終わります。

令和3年12月8日

○議長（衛藤竜哉君） 4番、佐藤昭生君。

1、市役所の技術職員についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 議長から許可を得ましたので、通告に従いまして3項目について順次質問をいたします。

それでは、1項目めとして、1、市役所の技術職員の現状についてお伺いします。

①土木、建築、電気及び機械の職員数の現状と人員確保について伺います。

②日々進化し続ける新しい技術に対応できる職員の養成・スキルアップはどのようにされていますか。

例を挙げますと、土木においては、本定例会の補正予算にも計上されている橋梁の調査・設計・監理委託の内容をどの程度把握できて発注されるのか。また、成果が上がってきたときの安定計算や耐震構造のチェック等について、設計コンサルタントの成果がパーフェクトなら問題ありませんが、時には入力間違いやヒューマンエラーもないとは言えません。さらに、建築においても、市営住宅の建て替えや校舎改築等の地耐力・構造計算も同様に把握できているかどうかといった点が懸念されます。

また、今後予想される地震、風水害、地滑り・崖崩れ・土石流等の災害対応について、予備調査や技術研修は行われていますか。

以上、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 1、市役所の技術職員については、総務企画統括理事より答弁があります。

玉ノ井総務企画統括理事。

◎総務企画統括理事（玉ノ井浩司君） 市役所の技術職員についてのご質問にお答えいたします。

まず、土木、建築、電気及び機械の職員数の現状と人員確保についてでございます。

本市職員のうち技術資格を有する職員は、現在、管理職を含め35名で、その内訳は、土木技術職29名、建築技師4名、農業技師2名となっており、電気及び機械に係る技術職員はおりません。この技術職員のうち9名を管理職職員として配置していますが、技術職員の管理職登用に伴い技術職員の新採用を行うことで、技術職員の確保に努めているところでございます。

なお、職員採用につきましては、令和元年度まで行っていた大分県市町村合同事務局が主催する年1回の市町村等職員採用統一試験による採用を見直し、ウェブによる募集及び全国に展開するテストセンターで受験することが可能となる手法に変更しました。この手法により、全国規模で広く人材を募集し、採用試験を実施した結果、令和2年度は技術職員1名を中途採用し、本年度は2名を採用しており、令和4年度につきましても技術職員を1名採用する予定となっております。

また、令和5年度からは、定年延長制度が導入されることから、これまで以上に人事管

理が難しくなることが予想されますが、今後も事務事業遂行に必要な技術職員の確保に努めてまいります。

次に、技術職員の養成・スキルアップと災害対応への予備調査や研修についてでございます。

本市の技術職員は、行政職員として備えておくべき一般的な実務知識や能力に加え、職務に応じた経験を積み、専門的な知識を身につけ、それを業務に反映する必要がある、仕様書や設計書を作成できる能力や、品質、技術を的確に評価し見極めることができる能力、工事等の発注者として公平かつ公正に業務を遂行する能力、業務全体を管理できる能力等、身につける必要があります。

また、日常の業務で設計コンサルタント会社と協議するためにも専門知識を欠くことはできませんし、建設業者に対しても同様で、発注者の立場から工事を監理監督していく上で、その内容を理解し受注者に対して適切な指示を出すためにも専門知識は必要となっています。

そのため、本市では、県やその外部団体が開催する研修に積極的に参加しており、本年度は、建設課の土木技師職員が、一般社団法人大分県建設技術センターが開催する若手技術者のための土木構造物設計や公共工事の監督・検査、橋梁点検のポイントと最新の技術向上など計9回、延べ16名が参加し、農林整備課の土木技師職員においては、県等が開催する農地災害復旧事業初級研修会や土地改良事業技術者研修会など計9回、延べ15名が参加しています。また、建築技術職員につきましても、県が開催する新任建築基礎研修や建築指導研修など計8回、延べ9名が参加しています。また、現在、若手技術職員のさらなるスキルアップを目的として、大分県建設技術センターへの1年間の派遣研修についても検討しているところでございます。

加えて、先輩職員の指導や業務を担う中で学ぶ職場研修につきましても、熟練職員と若手職員を組み合わせた現場での主担当、副担当制の活用により、技術の継承や向上に努めているところでございます。

また、今後予想される災害対応につきましても、予備調査として梅雨前に防災パトロールを実施するとともに、他自治体で大災害が発生した場合の大分県及び市町村相互間の災害応援協定に基づく職員派遣では、昨年7月に発生した九重町の豪雨災害において、土木技術職員4名を派遣し、災害査定準備や積算業務等に従事し、専門知識の習得につながったものと考えております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 技術職員の年齢構成を教えてください。

○議長（衛藤竜哉君） ここで暫時休憩します。

○議長（衛藤竜哉君） 再開します。
小野総務課長、答弁。

◎総務課長（小野律雄君） 大変失礼いたしました。

年齢構成につきましては、50代が45.7%、40代が31.4%、30代が11.4%、20代が11.4%となっており、半数近くが50代でございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 今お聞きしましたように、50代が半数弱を占めているということですから、将来の技術者不足が懸念されます。特に初級の土木技術者の採用が望まれます。地元の三重総合高校に土木課の新設を要望された質問が本年の3月定例会でも提出されておりました。この件も含め人材確保のための方法を模索していきたいと思っておりますが、当局のお考えがあれば、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 衛藤産業建設統括理事。

◎産業建設統括理事（衛藤好夫君） ただいまのご質問につきましては、私から答弁させていただきます。

技術職員の確保について、取組の一例をご紹介します。先月の11月上旬、県内の高校から、自治体の土木関係の業務に関する職場体験の要請がございました。市としては、先週の12月1日と2日に生徒を受け入れたところでございます。初日の1日には、建設課で道路、河川を中心とした公共土木事業、また、2日目には、農林整備課で土地改良事業や耕地災害を中心とした事業の仕組みや設計の考え方などを学んでいただき、また同時に、工事中の現場に出向き、見学もしていただきました。

今回の職場体験につきましては、生徒にとっては将来の職業選択に向けた貴重な経験であったと思っております。また、本市にとりましても、専門的な知識を身につけた人材の確保へとつながるものと考えているところでございます。

今後につきましても、このような機会を継続するなど、技術職員の確保に努めてまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 大分県も土木未来（ときめき）プランということで、小学校に行き土木の広報活動をやっております。市も一緒に土木技術者の養成に努めていただきたいと思います。

続きまして、②の技術職員の養成につきましては、職員が現場に数多く足を運んで経験を積んでいただきたいと思います。さらには、市内の建設業者育成のための技術指導を行い、地元の業者を育ててほしいと願っております。市民の安全・安心のために引き続き頑張っていただきたいと思います。

以上で、1項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、2、市道の維持管理体制についての質問を許します。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 次に、2項目めの市道の維持管理体制の実情についてお伺いしま

す。

①草刈り、支障木の伐採、道路の補修、舗装の修繕、道路のライン引き、カーブミラーの取替え、側溝の掃除等、どのように管理されていますか。また、自治会への依頼、業者へ発注する場合等の内容も含めて伺います。

②限られた予算の範囲内で実施されていると思われませんが、その中で優先順位はどのようにつけられていますか。

以上、お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 2、市道の維持管理体制については、建設課長より答弁があります。

後藤建設課長。

◎建設課長（後藤泰二君） それでは、市道の維持管理体制についてのご質問に一括してお答えします。

市道につきましては、本年4月1日現在、1,770路線、約1,428キロメートルを管理しており、市道維持管理の事業費は令和2年度で3億4,289万4,000円となっております。その主な支出につきましては、舗装補修、白線引き等の維持工事請負費が163件で2億7,882万7,000円、除草や側溝・路面清掃等の維持管理委託料が63件で3,746万7,000円。

また、道路の重要な構造物であります橋梁、トンネルにつきましては、道路ストック点検補修事業として、国の定める5年ごとの定期点検を実施し、それを基に橋梁、トンネルそれぞれ長寿命化修繕計画を策定し、計画的な維持管理に努めております。令和2年度の実績につきましては、150橋の橋梁定期点検、橋梁6橋とトンネル1か所の調査設計業務、橋梁2橋とトンネル2か所の補修工事を総額1億1,867万4,000円で実施しております。

そのほか、道路愛護作業として地域が行う草刈り、道路清掃作業に対しまして、延長1メートル当たり6円、1戸当たり100円の補助金の交付を行っており、令和2年度は169自治会、1万357戸のご協力により888.6キロメートルの道路の除草及び清掃活動をしていただき、合計で634万円の補助金を交付しております。

また、近年、要望が非常に多くなりました支障木の処理につきましては、自治会が実施する伐採作業に対して、地域交通の安全確保を図ることを目的に令和元年度から補助事業を創設しており、令和元年度が29件で507万9,000円、令和2年度が53件で979万9,000円、本年度は10月末時点で72件、1,335万7,000円の申請があり、多くの自治会にご協力をいただいているところです。管理する道路につきましては、路線数が多く、管理延長も長いため、地域の皆様のご協力が不可欠であり、また、除草作業等の作業時に道路施設の不具合や危険箇所の情報を連絡していただくことにより、事故を未然に防ぐことにつながっているとも考えているところです。

また、市道の補修箇所の把握及び工事等の実施につきましては、主に自治会からの要望、職員の点検による不具合箇所の把握、道路利用者からの通報等により実施しております。土木事業要望の数につきましては、令和2年度が274件、本年度が10月末時点で303件となっております。要望の内容も多岐にわたり、予算の範囲内で優先度を考慮しながら実施するようにしております。要望についての優先順位につきましては、担当職員が現地を調査し、路面の陥没、路肩の崩壊等の直接通行に支障があり危険度の高い箇所から優先的に実施しているところです。

今後も地域の皆様方のご協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 市道の維持管理体制全般について再質問をいたします。
道路愛護作業として地域、自治会が行う草刈り、道路清掃作業の回数と補助金の算定基準についてお伺いします。

また、支障木の処理については、民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）が本年4月に改正され、令和5年4月以降に施行となります。竹木の所有者に対して支障となる枝を切除させることができる等の改正となっていますが、現状とこの民法改正後についての道路管理者としての見解を伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 後藤建設課長。

◎建設課長（後藤泰二君） 地域が行います草刈り、道路清掃作業の回数と補助金の算定基準についてでございます。

豊後大野市道路愛護作業実施要領により、補助金額の算定につきましては1戸当たり100円掛け道路愛護作業従事戸数としております。それに併せて草刈り作業を実施した場合は、6円掛け草刈り作業実施延長を加算した額として、機械器具の損料、燃料費、雑費に充てるものとしており、同一路線につきましては年1回に限り交付することとなっております。

なお、回数、金額の根拠につきましては、合併当時、各町村が行ってございました愛護作業の補助金の基準を参考に決定されております。

次に、民法の改正についてでございますが、民法第233条（竹木の枝の切除及び根の切取り）につきましては、議員ご指摘のとおり、今年4月に改正となっており、越境された側での切除が可能なルールが導入されたことが今回の大きな改正点と考えております。

市の見解としましては、改正前は、隣地の竹木が境界線を越えるときは、その枝を切除させることができるとなっており、越境された側が許可なく切り取ることは特別な場合を除き困難でございました。今後、法が施行されましたら、法の趣旨にのっとり適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 補助金の算定基準が合併当初ということなので、もうそれから16年たっております。昨今の燃料費高騰で、燃料費の差異がかなりあるのではないかと思います。見直し等がありましたら、ここで答えいただきたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 後藤建設課長。

◎建設課長（後藤泰二君） まず、議員ご指摘のとおり、合併当初から補助金の額については変更をなされていないところでございます。見直しについては、先ほど申しましたよ

うに支障木の伐採等、かなりの補助金を上乘せして実施しており、なかなか厳しいところがございます。

ただ、補助金について全然変更がなされていない、また昨今の状況等を考えますと、そういうことも考慮に入れなければならないかなとも考えております。今後は、他市町村の状況等を調査していく必要があるかなということを考えているところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 今後に見通しが立つようにぜひ調査はしていただきたいと思えます。

以上で、2項目めの質問を終わります。

○議長（衛藤竜哉君） 次に、3、本市と友好交流（姉妹）都市との関係についての質問を許します。

佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） それでは、3項目めの本市と友好交流（姉妹）都市との関係についてお伺いします。

①国内外を問わず、本市との友好交流都市があると思いますが、都市名を挙げてください。また、コロナ後の対応にならざるを得ませんが、今後どのような交流を計画されているのか伺います。

②特に台東区との交流は重要だと思えますが、どのようにお考えか伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 3、本市と友好交流（姉妹）都市との関係については、まちづくり推進課長より答弁があります。

河室まちづくり推進課長。

◎まちづくり推進課長（河室晃明君） それでは、本市と友好交流都市との関係についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず、本市の友好交流都市の状況ですが、海外では韓国の益山市と機張郡長安村、中国の湖北省荊州区、国内では東京都台東区の合わせて4都市と交流を行っています。

韓国益山市とは、三重町に伝わる真名野長者伝説と同様の説話が益山市にもあり、その共通説話を通じた文化面での交流を進めてきたことが平成17年の友好交流協定の締結につながり、三重町らいでん祭りや益山ソドン祭りにおいて、お互いの民間団体が行き来するなど交流を行ってきました。

韓国機張軍長安村とは、旧清川村時代にスポーツ交流でゆかりがあったことなどから、中学生同士のホームステイ交流をはじめ、一般家庭でのホームステイ交流など地道に長期にわたって形成されてきた交流活動が、平成15年に交わされた友好協力宣言につながり、その後も本市に引き継がれています。

中国湖北省荊州区とは、旧三重町時代の昭和61年に友好姉妹農村提携に合意したことを契機として、荊州区からの農業研修生の受入れを中心に、これまで幅広い分野で交流を実施してきました。

東京都台東区とは、朝地町出身の朝倉文夫先生が台東区に居住していたことがご縁で、昭和60年12月10日に朝倉芸術を介して育んできた友情と信頼をより一層深め、豊かな地域社会の発展と住民生活向上のために、朝地町・台東区友好都市提携宣言を行ったことから始まったものです。この宣言を本市に引き継ぎ、朝倉文夫記念館と台東区立朝倉彫塑館との文化芸術交流や台東区で開催されます「ふるさとPRフェスタ」などのイベントへの参加や台東区からも本市のふるさと祭りへの出店など、交流が継続されてきたところでございます。

しかしながら、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、韓国益山市との交流は中断している状況であり、韓国機張軍長安村との交流でも、中学生同士のホームステイ交流、そして本来であれば受入れ予定だった一般家庭のホームステイも、昨年度と今年度の2年間、中止を余儀なくされました。

そのような状況ではありますが、機張郡との交流の継続については、本年10月から着任した韓国釜山市出身の国際交流員を通訳として、本市日韓国際交流協会と機張郡韓日民間交流協議会の役員の方々によるオンラインでの意見交換を先月行ったところですが、画面越しではありましたが、約2年ぶりの再会を果たすことができ、ホームステイ交流による本当の再会を誓い合ったところでございます。

また、中国の荊州区との交流では、平成30年度に荊州区から友好代表団が来訪した際に交わした友好会談に係る覚書について協議するため、昨年2月に市長以下関係者で訪中する予定でしたが、荊州区にも新型コロナウイルス感染が広がっているという情報が入り、急遽、訪中を延期しました。

こうした状況の中、荊州区から支援物資の要望があり、市民の方への対応に支障がない範囲で市に備蓄していた医療用マスクや防護服を荊州区に支援したところ、荊州区での感染が落ち着き、逆に本市でマスクが不足した際には、こちらから送った約6倍に当たる医療用マスク6万3,000枚と医療用防護服1,000セットが届き、市内の社会福祉施設などに配付することができました。

東京都の台東区との交流においても、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度から2年間はオンラインによる情報交換が中心となっていますが、コロナ禍でも可能な交流方法について模索しているところです。

今後、これらの友好交流都市との交流につきましては、アフターコロナを見据えた上で、それぞれの都市とお互いにとって真に実のある交流を図っていきたいと考えています。特に台東区とは、国内唯一の友好交流都市ですので、今後におきましても台東区と連携して本市の活性化につながるような交流を推進してまいります。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君、再質問ありますか。
佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 本市と友好交流都市全般について再質問をいたします。

本市の友好交流は4都市で、全て町村合併前からの交流ということで、つながりを大切にしているということは、よく理解できました。東アジアの3都市とは、本市の国際交流協会とも連携を取りながら、継続して良好な交流を続けていってほしいと思います。

しかし、国内の友好交流都市は台東区のみで、物足りなさを感じます。台東区においては、姉妹都市5か所、友好都市6か所、連携都市3か所の合わせて14か所で、姉妹都市

・友好都市に特別の差はなく、提携を結んだ年代順であり、連携都市は特定の案件での連携や期限を設けたものと伺っております。

台東区から見た本市は、友好都市の位置づけで、九州唯一であります。台東区は、上野、浅草といった江戸期から続く観光のまちであり、国内外から観光客が集まるところでもあります。今後、職員の人事交流、スポーツ少年団の交流、近い将来予想される首都圏直下型地震による被災者の受入れ等を考えてみてはいかがでしょうか。また、先ほどの答弁の中にありました台東区で12月18・19日の土日に開催される「ふるさとPRフェスタ」等イベントを通じて本市の特産品を売り込む機会を逃さないことも重要だと思います。

また、今後、国内での友好交流を結ぶ都市の予定があるか伺います。

○議長（衛藤竜哉君） 河室まちづくり推進課長。

◎まちづくり推進課長（河室晃明君） 何点かございましたが、現在、台東区と人事交流を行っているという友好都市はないという状況でございます。また、スポーツ少年団の交流については、2つの都市と交流を行っているということでございまして、現在のところ、私どもは、まだそういった計画もしていないところでございます。

台東区との交流につきましては、特に首都圏直下型地震が発生した際の被害者受入れについてということで、平成19年10月に提携しました災害時相互応援協定に基づき、お互い協力し合うことをお約束していますので、その対応でしていきたいと考えているところでございます。

さらに、本市の特産を売り込む機会を逃さないことが重要であるというご指摘でございますが、ふるさとPRフェスタを含めまして、今後におきましては、台東区においてもイベントの内容や交流の在り方を検討している状況であるということでございます。お互いの活性化につながるような交流も進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、今後、国内での友好交流を結ぶ予定の都市につきましては、現在、具体的な予定はないところでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 知人の台東区議会議員からも、友好交流都市の件で質問しますよと言ったら、ぜひ台東区との関係をアピールしてくださいということも連絡をいただいておりますので、引き続き台東区とは交流を深めていただきたいと思います。

今後予定がないということなんですけれども、例えば祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、あるいはジオパーク、エネルギーの関係の友好とか、または今から福岡を商圈として売り込んでいきたいということであれば福岡県とか、数多くあると思うんですが、その辺のお考えがあれば再度お伺いします。

○議長（衛藤竜哉君） 河室まちづくり推進課長。

◎まちづくり推進課長（河室晃明君） 先ほど、台東区は連携都市というところもあるということでございますが、そういったあらゆる分野での連携も必要であるとは考えているところでございますが、これには相手先の都市との意思疎通というか、そういった情報を共有していきたいと考えておりますので、そのときにはそういった考えもあるかと思いま

すが、現在のところは予定はないということでございます。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 最後に、市長、友好交流都市について、一言お願いしたいと思えます。

○議長（衛藤竜哉君） 川野市長。

◎市長（川野文敏君） これまで豊後大野市は4つの都市と友好都市関係を結んで交流を進めてまいりました。コロナ禍でリアルな交流ができないということは非常に残念に思っておりますが、コロナが明けて落ち着いてまいりましたら再度、すぐに行かなきゃならないのは中国荊州区のほう、もう約束しておりますので、そういう交流からまず始めていかなきゃいけないと思っております。そして、国内でも、台東区は非常に大切な友好都市、存在でありますので、これからも緊密に連携しながら、お互いの災害時に補い合ったりとかいうことで、優しい心を持って引き続き交流を続けるように努力していかなければならないと思っております。

また、国内での新たな交流都市につきましては、今のところ私へ直接お話がある自治体はございません。海外から引き合いがあるところはあるんですが、なかなか今、海外は難しいところであります。国内で探してということになりますと、これは、お互いにやっぱり気持ちに通じて、それから議員皆さんとか市民の皆さん方が友好都市だということをしつかり認識できるような、そういう熱いものがなければ、友好都市は結べないと思っておりますので、そういう自治体が本当にあるのかどうかというところも含めて考えてまいりたいと思っております。

○議長（衛藤竜哉君） 佐藤昭生君。

◆4番（佐藤昭生君） 以上で、全ての質問を終わります。ありがとうございました。